

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 25 日現在

機関番号：24302

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25630259

研究課題名(和文) 占領期京都における接收住宅に関する研究

研究課題名(英文) A Study on requisition housing during occupied time in Kyoto

研究代表者

大場 修(OBA, OSAMU)

京都府立大学・生命環境科学研究科(系)・教授

研究者番号：20137128

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は占領期京都における進駐軍による住宅接收を「日米の住様式と生活文化が衝突する希少な文化事象」と捉え、史料調査と聞き取り調査・遺構調査により、持ち込まれた欧米流生活の実相と伝統的な住様式との折衷の実態を検討した。その結果、住宅の接收には、敷地全体が接收される「完全接收」、母屋の一部が非接收で、そこに日本人所有者が居住している「部分接收(同居型)」、母屋全体が接收され、日本人所有者は離れに居住する「部分接收(別居型)」の三つの形態があることがわかった。接收住宅の改造は、洋風・和風に関係なく一定の仕様に基づいて行われ、改造工事は居住していた将校の采配によるところが大きい状況などを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research examined the house requisition of the occupation period in Kyoto. The combining situation of life of the West style and traditional life was examined through a historical materials investigation, a hearing survey, and an architectural investigation. As a result, it has been understood that there are two forms of "Complete requisition" and "Partial requisition" in the requisition. It has been understood that the requisition house is remodeled based on a constant specification regardless of European style and the Japanese style. Moreover, it has been understood to have decided the remodeling construction by the intention of the residing officer.

研究分野：工学

キーワード：住宅接收 京都 占領期 進駐軍 接收住宅 近代住宅

## 1. 研究開始当初の背景

第二次世界大戦後、米軍を主体とする占領軍が日本に進駐するにあたり、兵員とその家族用の住宅が短期間の内に大量に確保された<sup>1)</sup>。全国主要都市に配備された占領軍とその家族がもたらした欧米文化や風俗について、これまではもっぱら復興期の東京に関心が注がれてきた。

建築史学の分野でも、小泉和子らは東京の各地で進められた占領軍家族住宅地区（ディペンデント・ハウジング・エリア、以後DH）の開発状況から家具や什器に至るまで紹介し、佐藤洋一らは東京の占領政策に関わる諸施設の接收状況や占領軍住宅の実態を明らかにしている<sup>2)</sup>。

焦土と化した東京における占領軍家族用住宅は、「ワシントン・ハイツ」などの広大な住宅地DHを主体とし、これらは欧米の住宅形式がそのまま持ち込まれた。焼け残った田園調布で実施された住宅接收についても、洋風住宅、あるいは設備の整った近代住宅が接收の対象となった<sup>3)</sup>。

一方、京都における占領軍家族住宅の確保は、京都植物園（現・京都府立植物園）がDHの建設用地として接收されたものの、それ以外は個々の既存住宅の接收により対応された<sup>4)</sup>。京都においては、洋風住宅に加え、いわゆる「近代和風建築」に類する京都を代表する邸宅も接收対象として選ばれており、これらが欧米式の生活様式に対応するように改修され使用された。

このことから、大きな戦災をまぬがれた京都における住宅接收は、東京をはじめとする他都市とは異なる状況下で進展したと推察されるが、その実態把握はこれまでほとんど進んでいない。

## 2. 研究の目的

本研究は、占領期京都の住宅接收を「日米の住様式と生活文化が衝突する希少な文化事象」と捉え、和風住宅に持ち込まれた欧米流生活の実相と、伝統的な住様式との折衷の実態を明らかにすることを目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究では、主に史料調査と聞き取り調査及び遺構調査により占領期京都の接收住宅の実態を明らかにする。

史料調査では、京都府立総合資料館所蔵の「連合軍接收設営工事関係書」、「連合軍接收P.D.P.R.」、「連合軍接收住宅図面」、「連合軍接收物件関係」の4つに大別される史料群を主として用いる。簿冊数27冊に及ぶこれらの史料群は、1946～48年に京都府の建築課が作成したもので、京都市の接收住宅に関する図書類や工事関係書類が収録されている。これにより、各住宅の規

模や立地、接收形態（全体接收、部分接收などの接收状況）改修箇所などを把握した。

また接收された住宅については、上記史料の他、「京都市明細図」<sup>5)</sup>、京都地方法務局所蔵の土地台帳を用いて所在を特定し、外観から現存状況と現在の表札名の確認を行い、「現存している住宅」（27戸）、「一部現存している住宅」（12戸）、「現存しない住宅で当時の所有者の苗字と現在の住宅の表札名が一致する住宅」を対象に調査を依頼した。その結果、調査協力が得られた住宅（14戸）を対象に、接收当時の暮らしや実際の改造状況を中心とした聞き取り調査を行った。



図1. 京都市明細図（部分）（京都府立総合資料館所蔵）

## 4. 研究成果

### 4.1 京都における住宅接收地域

京都では1945年9月25日に進駐が開始された。それに先立つ9月24日に、将校宿舎として京都ホテル（京都市中京区河原町御池）や都ホテル（東山区三条蹴上）が接收された。京都進駐初日の25日には、司令部の置かれた大建ビル（下京区烏丸四条下ル）、岡崎公園内の京都市勧業館や京都市商品陳列所等が次々と接收されていく。

翌年2月、占領軍の扶養家族の入国が許可されるようになると、家族用宿舎の供給が必要となった。

連合国最高司令官は「予想される必要数を補充するために日本人の個人住宅を要求」<sup>6)</sup>し、各地にある終戦連絡地方事務局は「西洋人の使用に適する日本人住宅のリストを提供するよう指令」された。<sup>7)</sup>

京都に設置されていた終戦連絡地方事務局の執務報告書においても、1946年4月よりほぼ毎月接收に関わる記述が見られ、1947年6月には累計163戸の住宅が接收されていると報告されている<sup>8)</sup>。

#### 4.1.1 住宅接收地区

京都に進駐した占領軍は、接收した住宅の所在地を5つの地区に分けていた。「連合軍接收設営工事関係

書」<sup>9)</sup>の中に、これらの地区について記述が見られる。

- A地区（概ね京都市左京区下鴨方面）十六戸
- B地区（概ね左京区北白川方面）十八戸
- C地区（概ね左京区浄土寺、岡崎方面）三十六戸
- D地区（概ね東山区三条以南七条まで）二十三戸
- E地区（概ね鴨川以西市内）二十六戸
- 合計 一一九戸<sup>9)</sup>

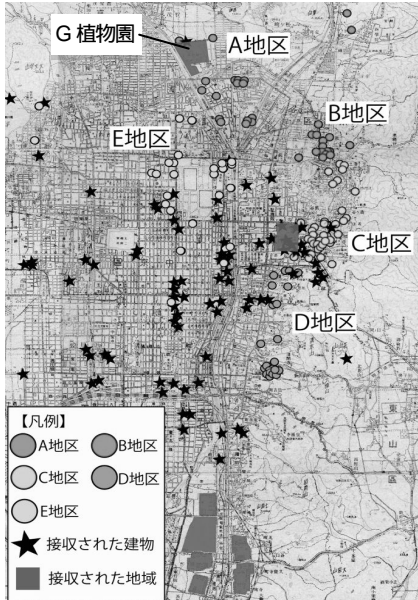


図2 接收住宅及び施設の分布状況

「京都市全圖」を一部分拡大、筆者加筆

A地区はDHが建設された植物園（地図中のG地区）～鴨川と高野川が分岐する辺りまでを指す。この「下鴨」は、昭和初期の都市計画道路建設に伴い、京洛土地株式会社が宅地開発を手がけた地区である。

B地区の「北白川」は大正末期から日本土地商事が住宅地として開発を進めた地区である。

C地区は明治期に形成された南禅寺周辺の別荘地で、当時の京都の名士の邸宅、別荘が建ち並ぶ地区である。

D地区は「東山区三条以南七条まで」とあるが、知恩院周辺と、大正末期、京都市域拡大に伴って住宅地として開発された太閤坦周辺の2カ所に集中している。

E地区は、京都御苑周辺の市内中心部である。

このように、A地区やB地区、D地区の太閤坦は、大正末期から昭和初期にかけて宅地開発された地区であり、そこに建設された住宅は、中流階級向けの和洋折衷の「近代洋風住宅」であった。

一方、明治政府による社寺領処分の後、邸宅地として開発されたC地区やD地区では、市田弥一郎邸（対龍山荘）や細川家別邸、岩崎小弥太の邸宅、栗田山荘（旧細井家別邸）というような、「近代和風建築」に類する住宅が散見される。また、京都市内で接收された

住宅は、市の東部に集中していた。

#### 4.2 接收時期

接收時期については、D地区太閤坦の住宅（昭和21年4月）、B地区、E地区、D地区知恩院周辺の住宅（同年5月）、A地区（同年7、8月）の順に十数戸ずつまとまった接收が見られたのに対し、C地区のみ同年4月～10月にかけて毎月2～5戸ずつ接收されており、他の地区と状況が異なっていた。

	昭和21年												昭和22年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A地区																
B地区																
C地区																
D地区																
E地区																

図3 家族用住宅の接收時期

住宅接收にあたっては、連合軍の要請により京都府が住宅のリストを作成<sup>10)</sup>、西洋人の使用に適した住宅が選ばれた結果、洋風住宅がまとめて分布しているB地区、D地区太閤坦、E地区が真っ先に接收対象となったと推察される。また、「占領軍家族住宅地区」建設地として植物園が内定したのが6月中頃である<sup>11)</sup>ことから、A地区はそれを見越して接收が行われたものと思われる。C地区では、「近代和風建築」に類する邸宅ほど接收時期が遅くなる傾向が見られた。接收建物や司令部が立地する市内中心部へのアクセスのよさ、広大な庭を持ち車庫・ボイラー室など付属屋を建てる余地があったことで、徐々に「近代和風建築」に類する邸宅群も接收の対象となっていったのではないかと推察される。

#### 4.2 接收住宅の選定要件

##### 4.2.1 調書からみる選定要件

京都府は連合軍の要請により接收する住宅のリストを作成したが、このリスト作成のために西洋人の使用に適した住宅の調査を行っていた。

京都府立総合資料館に所蔵されている簿冊「連合軍接收住宅に関する書類綴 昭和二十三年五月 渉外課」<sup>12)</sup>の「進駐軍家族用住宅調査書」は、接收住宅の候補を選定するための調書である。現在30件分の調書が残されているが、すべて実際には接收されなかった住宅である。

この調書には、1.所在地 2.所在地表示地図面記入番号 3.所有者の姓名 4.現住者の家族数 5.建築様式（木造、煉瓦、スタッコ、コンクリート等） 6.階数 7.地下室、屋根裏 8.室数（浴場と便所を除く） 9.西洋室の間数 10.浴槽の数 11.便所の数 日本式 西洋式 12.暖房装置 13.用水装置（水道、井戸、その他） 14.下水装置（市営下水装置、塵芥用タンク、バケツ設備） 15.湯沸装置 16.電機用電力最大使用量 17.現住家族を間仕切



りにて住ませることは出来るか 18. 間仕切りの出来ない場合、敷地内に家族を住ませる別の建物があるか、以上 18 の調査項目が設けられている。実際には接收されなかったものの、京都府がどのような住宅を候補としてあげたのか、調査項目に基づいて見ていくこととする。

この 30 件は全て A、B、E 地区に含まれており、現住者の家族数は 4～10 人、1～2 世帯で同居している。家屋構造は 1 件を除きすべて木造であり、30 件すべての住宅に洋室が備わっている。浴槽は全住宅に、29 件に水洗便所が設置されていた。浴室については、長州風呂や桶風呂、日本式と記述されたものが散見され、接收後西洋式の風呂に取替えられたことを考えると日本式の風呂が多かったと思われる。便所については、和式水洗に加え、洋式の水洗便所を備えた住宅が 12 件見られた。用水装置は全て水道であり、下水装置は、市の下水道に直結するものが 15 件、浄化槽のあるものが 11 件、側溝へ放流するものが 4 件となっていた。また、暖房設備を備えた住宅は 10 件、湯沸装置のあるものは 10 件となっていた。17 の現住家族を間仕切りにて住ませることは出来るか、すなわち同居型(注釈)が可能かどうかについては、10 件が可能と回答し、また 18 の敷地内に家族を住ませる別の建物があるか、に対しては全戸が出来ないと回答していた。

#### 4.2.2 京都市における戦前の水洗便所普及状況

『京都市下水道史』によると、昭和 13 年度末の京都市内における下水処理区域総戸数 6,585 戸に対して、水洗便所設置戸数は 285 戸と、水洗化率は 4.3%<sup>13)</sup>であった。この状況を鑑み、京都市は、水洗便所設置可能地区において戸別訪問による勧誘や懇談会の開催、汲み取り便所新設の禁止、水洗便所築造に関する条例を制定する等水洗便所の普及に努めたものの、昭和 20 年度末における水洗便所の設置戸数は 1,940<sup>14)</sup>、昭和 23 年では、水洗便所設置可能戸数 56,067 戸に対し設置戸数は 2,070 戸(水洗化率 3.7%)<sup>15)</sup>と水洗便所は思うように普及しなかった。

前項にあげた接收住宅の候補にあげられた住宅を改めて見ると、昭和 23 年度、水洗化率が 3.7%という状況で、殆どの住宅に水洗便所が備えられていたということは、水洗便所が接收住宅の選定基準の一つに大きく関わっていたと考えられる。

また、戦前期、下水道の整備されていた地域は、左京区、東山区、上京区、中京区、下京区、伏見区と市内の東側が早く、住宅接收地区と下水道敷設地区とが重なる部分が多い。これより、住宅接收地区の選定には、下水道の敷設状況に関わりがあると考えられる。

#### 4.3 家屋規模と接收形態

##### 4.3.1 接收家屋

史料群に収録された P.D には、「a total floor space」として住宅の延床面積が単位「sq.ft」(1,000sq.ft = 約 93 m<sup>2</sup>)で記載されている。接收された住宅は、家屋規模が「2,000～3,000sq.ft」の住宅が 43 戸、「3,000～4,000sq.ft」の住宅が 35 戸と多く、どの地区においても多数を占めていた。「占領軍家族住宅地区」に建設された住宅が 1,000～1,200sq.ft ほどである<sup>16)</sup>ことから、接收された住宅の規模は標準的な家族住宅より大きいといえる。

##### 4.3.2 接收形態

住宅の接收には、敷地全体が接收される「完全接收」、母屋の一部が非接收で、そこに日本人所有者が居住している「部分接收(同居型)」、母屋全体が接收され、日本人所有者は離れに居住する「部分接收(別居型)」の三つの形態があることがわかった。

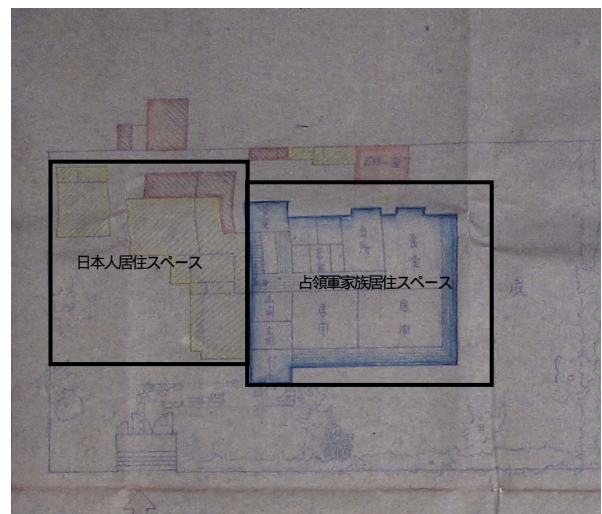


図4 日本人と占領軍家族の居住形態を示す平面図

「部分接收(同居型)」が 47%と最も多く、「部分接收(別居型)」(8%)を合わせると、日本人家族と連合軍家族が同じ敷地内に居住する「部分接收」が全体の半数以上を占めていた。さらに、家屋規模との関係に着目すると、「2,000sq.ft 以下」の比較的小規模な住宅 13 戸のうち、7 戸が「部分接收(同居型)」となっている点が注目される。なお、「完全接收」は 21%であり、接收形態の不明なものは 24%あった。

#### 4.4 改造状況

##### 4.4.1 工事の概要

「連合軍接收設営工事関係書」及び「接收住宅図面」には計 120 戸、297 件分の工事関係書類が収録されている。工事は、昭和 21 年 5 月 9 日～翌年 4 月 27 日までの間に行われており、家屋内部の「改造工事」及び「改修工事」が計 106 件、「給水給湯衛生設備工事」が 119 件と多数を占める。これらの工事は、日本側に

設計の内容が示されることなく、建物を利用する将校が日本側の選定した請負業者を指揮して進められ、工事契約の責任者である都道府県の係官の知らぬ間に、設計変更や手直し、軍関係官の命令で日常的に行われていた<sup>17)</sup>。

#### 4.4.2 「修繕明細書」に見る改造状況

修繕明細書の記述について、改修の内容ごとに分類し集計を行ったところ、13 項目の改修内容について、すべての住宅（修繕明細書が収録されている 102 戸）で改造が行われていたことが分かった。その内容は、連合軍が、全国の接收住宅の改修に関して示した仕様概要である「将校および家族宿舎の修理復旧に関する仕様概要」<sup>18)</sup>（昭和 21 年 4 月 1 日発出）とよく一致する。仕様概要では、屋根・外壁・内壁・天井・床の破損部分を修理の上、天井・壁・木部は白色または明色を塗るよう指示し、設備面は、浄化槽の設置、給水給湯設備について水圧や給水タンクの容量など基準を定め、暖房設備は中央暖房方式により 70 F に保つよう求められた。修繕明細書では、これに「畳と堅木の床の入れ替え」、「DDT の散布」、「地面の整備」、「便所・風呂の洋式化」、「間仕切り及び必要な部屋・設備の追加」という改造内容が加えられている。その他、「車庫をつくること」（88 戸）、「ボイラー室をつくること」（79 戸）、「台所を洋風化すること」（63 戸）等の改造が行われた住宅が多数を占める。

#### 4.4.3 「工事仕様書」に見る改造状況

設備面では、給水は「京都市上水道より引き込み各所に配管」を行い、給湯は「石炭ボイラーによる給湯により各所に給湯」され、石炭ボイラーと給湯タンクを用い「イツニテモ完全ナル湯が使用デキル」状態が保たれた。排水設備は、新設浄化槽もしくは既存浄化槽が掃除の上使用され、暖房設備はガスサーキュレーターが各部屋に 1,2 個ずつ設置された（間取りによる）。

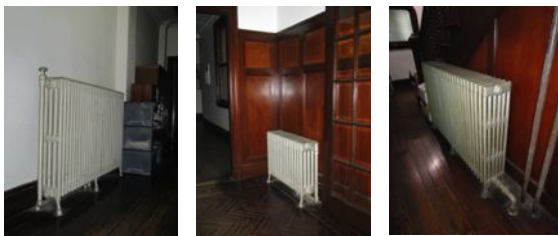


図5 接收時設置されたガスサーキュレーター  
（室内だけでなく廊下の至る所に設置されている）

建物内部の改造では、納戸や物入れをバスルームやシャワー室に改造するというような事例は見られたが、基本的には間取の変更は行われなかった。

日本間は総じて畳を取外し板張りに改造された。壁は、

漆喰塗の上ペンキ塗りが施されることが多いが、改造指示がなく既存の砂壁のまま使用されることもあった。木部は「灰汁洗い」もしくは「灰汁洗い後ニス塗」で、「ペンキ塗」は見られないため、必ずしも修繕明細書通りではなかった。また、障子・襖等の建具は張替や金具の修理が行われ、そのまま使用されることが多い。押入はすべて「洋風に改造」され、内部にニス塗やペンキ塗を施し、中棚は取除き、洋服掛けの金具・パイプが取付けられた。

玄関・洋室・廊下・階段室は、床ワニス塗、壁は元の仕上により「壁紙張替」又は「ペンキ塗替」とされた。木部は「ワニス塗及びペンキ塗」仕上であった。

台所、便所、浴室の部屋の改造では「所定ノ改造ナス」、「標準型ニ改造」等の文言が見られ、一定の仕様が設けられていたことが窺える。室内はいずれも、天井・壁の腰上部分・木部を油性ペンキ塗、壁の腰下部分をタイル張、とし、台所は床を板張りに、浴室・便所はタイル張に改造している。台所は既存の流し台・ガス台を撤去し、「標準型」と見られる「煉瓦積みタイル張」の流し台を新設した。既存の棚がない場合には、押入や廊下部分を改造して造り付けの棚が設けられる。



図6 炊事場の様子  
（接收時に改造されたそのままの状態が残る。）

浴室・便所は、既存の便所の間仕切を取除く、納戸部分を使用するなどして空間を確保し、浴槽、洗面器、洋風大便器を 1 室に設けた部屋が設けられ、薬箱・鏡・手拭掛けなどの付属設備が設けられた。洗面器は在来品が使用可能な場合はそのまま使用し、浴槽は規格品のバスタブか「鉄筋ラス張タイル張仕上」のものが新設された。便所はすべて水洗で、洋式大便器に変更される。便所・規格品の浴槽について、仕様書では「東洋陶器製品」との記述が散見され、日本製品が使用されていたことが分かる。一方、女中用や日本人居住用に新たに便所・浴室を造る場合には、「和風大便器」、「長州風呂」が設けられた。また、部分接收の住宅では、漆喰壁の間仕切を廊下に新設、庭に生垣・板塀等を新設し、母屋と離れが明確に分けられるなど連合軍

家族用と日本人用が明確に分けられていた。車庫、ボイラー室、物置等の付属屋は、基本的に敷地内の樹木を移植する等して建てられたが、余地がない場合は隣家敷地に建てられる場合もあった。

接收住宅の改造は、洋風住宅、和風住宅関係なく一定の仕様に基づいて行われたことが窺える。

#### 4.4.4 聞き取り調査から把握した改造の実態

今回調査した住宅では、仕様書の通り、接收にあたっての改造工事で間取の変更はほとんど行われていなかった。台所・浴室・便所などの水廻りもすべて仕様書の通りの改造で「白色ペンキ塗」仕上が施されていた。廊下・洋室などは「改造されなかった」とする住宅が多いが、仕様書では壁を「ペンキ塗」とすることが多く、実際にはペンキ塗りがされるが、接收前とあまり変わらない色が使用されたのではないかと思われる。

和室に大きな改造が加えられていたのは D 地区の D-10 の住宅だけであり、基本的には、「畳を取外し、床板張り」の改造のみで、天井・壁・木部・建具に至るまでそのまま使用されていた。対して D-10 の住宅では、障子と襖で仕切られた二間続きの和室を、壁で囲まれた部屋に改造し、壁・天井・木部すべてを白色のペンキ塗りにされたが、工事仕様書にはこれに該当する記述は見られない。D-10 の住宅では、「2,3 家族が入れ替わりで居住していた」といい、1 家族目が居住する際に和室に上記の改造がなされたという。2 家族目の将校がそれに関して「部屋から日本の庭が見えると聞いていたのに、壁になっていて残念だ」と文句を言っていたといい、改造工事が居住していた将校の采配によるところが大きかった様子が窺えた。

- 1) 占領軍調達史編さん委員会『占領軍調達史-占領軍調達の基調-』,1956
- 2) 小泉和子『占領軍住宅の記録上,下』住まいの図書館出版局,1992 / 佐藤羊一『区画占領下の東京』,河出書房社,2006,他
- 3) 秋尾妙子『ワシントンハイツ GHQ が東京に刻んだ戦後』,新潮社,2011,他
- 4) 立命館大学鈴木良ゼミ『占領下の京都』,文理閣,1991
- 5) 昭和初期に大日本聯合火災保険協会が作製した地図(1/1200)に,昭和26年まで情報の加筆が行われる。京都府立総合資料館所蔵
- 6) 天川晃他編『GHQ 日本占領史第3巻物資と労務の調達』,日本図書センター,1996, pp.33-34
- 7) 前掲書6), p.34
- 8) 『日本占領・外交関係資料集』柏書房,1994
- 9) 「連合軍接收施設工事関係書」京都府立総合資料館所蔵
- 10) 占領軍調達史編さん委員会『占領軍調達史-占領軍調達の基調-』,1956
- 11) 「連合軍接收物件関係」1947,京都府立総合資料館所蔵
- 12) 「連合軍接收住宅に関する書類綴 昭和二十三年五月 渉外課」1948,京都府立総合資料館所蔵
- 13) 京都市下水道局『京都市下水道史』2001.3, pp.107
- 14) 前掲書13), pp.107
- 15) 前掲書13) pp.109
- 16) 玉田浩之,「占領軍による接收住宅と接收施設地図の建築史的分析」『アーリーナ第15号』,中央大学総合学術研究院,2013年5月30日p.34

- 17) 占領軍調達史編さん委員会,『占領軍調達史-占領軍調達の基調-』,1956/占領軍調達史編さん委員会,『占領軍調達史 部門編-工事-』,1959
- 18) 前掲書17)

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

玉田浩之, 占領軍による接收住宅と接收施設地図の建築史的分析, アリーナ, 査読無, 第15号 別冊, 2013, 26-35

〔学会発表〕(計 7件)

原戸喜代里, 木口なつみ, 玉田浩之, 大場 修, 石川祐一, 接收住宅の選定要件-占領期京都における接收住宅に関する研究 その3-, 平成26年度日本建築学会大会学術講演会, 2014年9月, 神戸大学

木口なつみ, 原戸喜代里, 大場 修, 玉田浩之, 接收住宅の改造状況-占領期京都における接收住宅に関する研究 その4-, 平成26年度日本建築学会大会学術講演会, 2014年9月, 神戸大学

玉田浩之, 原戸喜代里, 大場 修, 木口なつみ, 京都山科・大津の占領軍家族住宅の分布状況-占領期京都における接收住宅に関する研究 その5-, 平成26年度日本建築学会大会学術講演会, 2014年9月, 神戸大学

木口なつみ, 原戸喜代里, 玉田浩之, 大場 修, 占領期京都における接收住宅に関する研究 その2, 平成26年度日本建築学会近畿支部学術講演会, 2014年6月, 大阪工業技術門学校

木口なつみ, 原戸喜代里, 大場 修, 玉田浩之, 京都府立総合資料館所蔵の接收住宅関連史料-占領期京都における接收住宅に関する研究 その1-, 平成25年度日本建築学会大会学術講演会, 2013年8月, 北海道大学

原戸喜代里, 木口なつみ, 大場 修, 玉田浩之, 京都市の接收住宅の分布状況-占領期京都における接收住宅に関する研究 その2-, 平成25年度日本建築学会大会学術講演会, 2013年8月, 北海道大学

原戸喜代里, 木口なつみ, 玉田浩之, 大場 修, 占領期京都における接收住宅に関する研究, 平成25年度日本建築学会近畿支部学術講演会, 2013年6月, 大阪工業技術門学校

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

大場 修 (OBA Osamu)

京都府立大学・生命環境科学研究科・教授  
研究者番号: 20137128

##### (2) 研究分担者

原戸 喜代里 (HARATO Kiyori)

京都府立大学・生命環境科学研究科・助教  
研究者番号: 30640429

玉田 浩之 (TAMADA Hiroyuki)

大手前大学・メディア芸術学部・准教授  
研究者番号: 70469112

##### (3) 連携研究者

なし